

「私の安全宣言コンクール Safe Work TOKYO 2013」開催要領

1 趣旨・目的

東京労働局においては、平成25年度を初年度とする第12次東京労働局労働災害防止計画（以下「12次防計画」という。）を策定し、「Safe Work TOKYO」をキャッチフレーズに官民一体となった取組を推進しているところであるが、当該取組の一環として、標記コンクールの開催により安全宣言を募集し、優秀作品として選考することにより、管内事業場労使等の安全意識の高揚を図るとともに、12次防計画に基づく取組の一層の促進を図ることとする。

2 実施スケジュールについて

- (1) 募集期間：平成25年 8月22日（木）～10月24日（木）まで
- (2) 選考委員会：平成25年11月 5日（火）
- (3) 優秀作品発表：平成25年11月上旬（予定）
- (4) 表彰式：平成25年11月29日（金）

3 安全宣言の応募方法について

- ・ 私の安全宣言の応募は、「製造業部門」、「建設業部門」、「陸上貨物運送事業部門」、「小売業・飲食店部門」、「その他のサービス業部門」、「行動災害防止部門」に加え、安全宣言に「Safe Work TOKYO」のフレーズを用いた「Safe Work TOKYO 部門」の合計7区分に分けて実施する。
- ・ 応募方法は、別紙応募用紙に「安全宣言」及び「安全宣言の解説」に加え、「応募区分」、「応募者氏名」、「連絡先」を記入の上、メール又はファックスにて応募することとする（応募先は別紙応募用紙に記載）。

4 優秀作品の選考等について

- ・ 優秀作品は、別途開催する選考委員会において、各区分（7区分）ごとに労働災害防止に効果が高いと考えられる作品1点程度を優秀作品として選考する。
- ・ 選考は、別紙「優秀作品選考に当たっての留意事項」に基づき、公正に実施することとし、その他選考に必要な事項は、上記選考委員会における合議にて決定する。

5 懇談会について

- ・ 各区分（7区分）の優秀作品を応募した者については、11月29日（金）に開催予定の「労働災害防止に向けた懇談会 Safe Work TOKYO 2013」へ出席の上、「優秀作品として選考された私の安全宣言を作成した背景」や「私の安全宣言の実践例」、「今後の労働災害防止に向けた取組」等について発表を依頼することとする。
- ・ 優秀作品として選考された作品を応募された方には、上記懇談会にて、賞状及

び記念品を贈呈する。

6 (公社)東京労働基準協会連合会との連携

- ・ 上記2から5に掲げる実施事項は、東京労働局と(公社)東京労働基準協会連合会の共催により行う。

7 その他留意事項

- ・ 私の安全宣言は、応募用紙1枚につき1点とし、複数応募を妨げない。
- ・ 必要事項を満たさない応募は無効とする。
- ・ 安全宣言の文字数に制限は設けないが、応募に当たっては、安全宣言が「事業場での掲示」、「保護帽への貼付」、「ワッペンへの記載」など、関係者が身近に感じる場所での活用を想定したものであることに留意するものとする。
- ・ 選考に当たり、同一の安全宣言があった場合には、応募の早かったものを優先する。
- ・ 選考された作品の著作に係る権限については、東京労働局に帰属する。
- ・ 優秀作品の応募者には、平成26年7月に実施予定の「第11回東京産業安全衛生大会 Safe Work TOKYO 2014」(仮称)における事例発表、東京労働局に設置された「安全衛生労使専門家会議」へのオブザーバー参加など、東京労働局管内における労働災害防止対策の推進に資する取組への協力をお願いすることがある。

8 昨年度(東京ゼロ災害運動における宣言募集)の優秀作品

【製造業部門】

- ・ 作業者の不安・疑問を見逃しません！
- ・ トラブル時の機械停止を徹底します！

【建設業部門】

- ・ 私は絶対に“落ちない・落さない・落とさせない”
- ・ 職長会を活性化し、現場巡回時の声掛けで明るい職場を作ります。
- ・ 着工前のリスクアセスメントで安全設備環境を整えます。
- ・ 私は、高所作業時、必ず安全帯を使用します。

【運輸業部門】

- ・ 事業場間の安全パトロールで、なくそう、危険個所、不安全行動
- ・ 携帯電話の呼び出し音、車両(くるま)を停止(とめて)て、ご用聞き

【サービス・その他部門】

- ・ ながら作業の撲滅で転倒事故ゼロを目指します！
- ・ 4S+1S(躰)を役割分担、責任分担、喜び分担
- ・ 階段の昇降時、一步一步確実に歩行する。

優秀作品選考に当たっての留意事項

- 1 選考は、応募のあった作品について、応募期限、記載内容（「私の安全宣言コンクール Safe Work TOKYO 2013」開催要領に沿った内容が記載されているか）等を精査の上、有効な応募であるとされたものを対象に実施することとする。
- 2 優秀作品は、各区分ごとに1つを原則とするが、各区分ごとの応募数や対象業種、労働災害防止上の課題等を勘案し、複数を選定することを妨げないこととする。
- 3 「私の安全宣言」は、「事業場内への掲示」、「保護帽への貼付」、「ワッペン等への記載」など、関係者が身近に感じる場所での活用を想定しているものであることから、
説明の多い長い標語ではなく、端的な意思表示であること
内容がわかりやすくまとまっていること
覚えやすい組み立ての宣言となっていること
を目安として優秀作品を選考することとする。
- 4 選考会においては、以下の点に留意の上、委員の合議により優秀作品を選考することとする。
労働災害の防止を目的として定められた宣言であること
第12次東京労働局労働災害防止計画の別紙・キャッチフレーズである
「SafeWork TOKYO 安全・安心な首都東京の実現に向けて」
に沿った内容であること
各区分における労働災害防止上の課題に対応した内容であること
応募者が所属する業種、事業場内における役割に応じた内容であること
その他労働災害防止に資すると考えられるもの